

# 障害年金

## 障害年金とは

病気やけがによる障害で日常生活・社会生活・経済的に困難が生じている人に、障害に応じた額の年金を支給します。

## 障害年金を受け取るためにおおまかに次の条件があります

- ・65歳未満であること
- ・一定の障害の状態にあること
- ・初診日（初めて医師の診療を受けた日）に公的年金に加入している  
\* 20歳未満または60歳以上65歳未満の年金未加入の方は例外
- ・初診日から1年6ヶ月以上経っている \*ただし、障害の状態で例外あり
- ・年金保険料納付要件：初診日の前日において、①・②のいずれかの要件を満たしている
  - ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、年金保険料が納付または免除されていること
  - ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に年金保険料の未納がないこと

## 障害年金に該当する状態

1級：他人の介助がなければ日常生活が成り立たない状態

2級：他人の介助が必ずしも必要ではないが、日常生活が極めて困難であり、  
労働によって収入を得られない状態

3級：日常生活にはほとんど制限はないが、労働上の制限がある状態  
(労働に著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加える必要がある)

## 初診日に加入していた年金によって支給される障害年金が異なります



### ワンポイントアドバイス

[障害者手帳]と[障害年金]とでは等級の判断基準が異なります。

障害者手帳の等級と障害年金の等級が同じになるとは限りません。